

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、平成〇年〇月、同年〇月若しくは平成〇年〇月のいずれかを受給権発生の日とする、障害等級2級の、国民年金法(以下「国年法」という。)による障害基礎年金及び厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)による障害厚生年金(以下、併せて「障害給付」という。)の支給を求めるとのことである。

第2 再審査請求の経過

- 1 請求人は、クローン病(以下「当該傷病」という。)により障害の状態にあるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、事後重症による請求として、障害給付の裁定を請求した。
- 2 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、裁定請求日における請求人の当該傷病による障害の状態は、厚年法施行令別表第1に定める3級の程度に該当するとして、受給権発生の日を平成〇年〇月〇日とする障害等級3級の障害厚生年金を同年〇月から支給する処分をし、もって、それを超える障害給付はこれを支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- 3 請求人は、原処分を不服とし、〇〇厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し再審査請求をした。
不服の趣旨は、請求人は、平成〇年〇月頃に当該傷病の症状が悪化し、同年〇月以降は一日も出勤することができなかったのであり、これらのいずれかの時点において、当該傷病による障害の状態は国年法施行令(以下「国年令」という。)別表に掲げる2級の程度に該当してお

り、障害認定日において障害の程度に該当しなかったからといって、遡及請求を認めないのは著しく不平等であるから、平成〇年〇月、同年〇月若しくは平成〇年〇月のいずれかを受給権発生の日として、障害等級2級の障害給付を支給すべきである、ということである。

第3 問題点

- 1 障害等級2級の障害厚生年金は、障害の状態が国年令別表に掲げる2級の程度に該当しない場合には支給されないこととなっている。
なお、障害等級2級以上の障害厚生年金が支給される者には、併せて障害基礎年金が支給されることとなっている。
- 2 本件の場合、請求人が当該傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日(以下「初診日」という。)が平成〇年〇月であることについては当事者間に争いが無いものと認められる。また、年金請求書(国民年金・厚生年金保険障害給付)の記載によると、請求人は、初診日から1年6月目の症状は軽かったが、その後悪化して症状が重くなったとして、国年法第30条の2第1項及び厚年法第47条の2第1項の規定による事後重症請求として、障害給付の裁定請求をしていることが認められるので、本件の問題点は、まず、関係法令に照らし、事後重症請求において、過去の特定の時期を受給権発生の日とする障害給付の裁定をすることができるかどうかということであり、次いで、それができない場合、裁定請求日当時における請求人の当該傷病による障害の状態(以下、これを「本件障害の状態」という。)が、国年令別表に掲げる2級の程度に該当しないと認められるかどうかである。

第4 当審査会の判断

- 1 受給権発生の日について判断する。
(1) 国年法第30条は、障害認定日において障害等級(1級又は2級。以下同じ。)に該当する者に対し、一定の要件の下に障害基礎年金を支給する旨を定め(障害認定日による請求)、また、

同法第30条の2は、障害認定日において障害等級に該当する程度の障害の状態になかった者が、同日後65歳に達する日の前日までの間において、その傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至ったときは、その者は、一定の要件の下に、その期間内に障害基礎年金の支給を請求することができ(第1項)、この請求があったときは、第30条の規定にかかわらず、その者に障害基礎年金を支給する(第3項)旨を定めている(事後重症による請求)。

この二つの規定の文言を比較し、また、国年法上の年金の裁定が請求に基づいてされることはすでに同法第16条の規定によって明らかであることを考慮すれば、前記のように同法第30条の2が事後重症請求の場合に、「支給を請求することができる」とした上で、「請求があったときは、」障害基礎年金を支給する旨を定めている趣旨は、事後重症請求の場合には、裁定請求をすることが受給権発生の要件であり、裁定請求があった時に受給権が発生することを明らかにしたものというべきである。

以上の関係は、障害厚生年金に関する厚年法第47条(障害認定日による請求に係る条項)と厚年法第47条の2(事後重症による請求に係る条項)についても同様である。

- (2) 請求人は、当該傷病の障害認定日(平成〇年〇月)とは別の時期である平成〇年〇月、同年〇月若しくは平成〇年〇月のいずれかを受給権発生の日とする障害給付の支給を求めているのであるが、請求人が裁定請求をしたのは平成〇年〇月〇日であって、平成〇年〇月、同年〇月及び平成〇年〇月のいずれでもないから、これらを受給権発生の日とする障害給付を裁定することはできないのである。したがって、受給権発生の時期に関する請求人の主張には理由がないというほかはない。

2 本件障害の状態について判断する。

- (1) 請求人の当該傷病による障害により、障害等級2級の障害給付が支給される障害の程度としては、国年令別表に「身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」(15号)が掲げられている。

そして、国年法及び厚年法上の障害の程度を認定するためのより具体的な基準として、社会保険庁により発出され、同庁の廃止後は厚生労働省の発出したものとみなされて、引き続き効力を有するものとされている「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」(以下「認定基準」という。)が定められているが、障害の認定及び給付の公平を期するための尺度として、当審査会もこの認定基準に依拠するのが相当であると考えられるものである。

- (2) 認定基準の第2「障害認定に当たっての基本的事項」の「1 障害の程度」によれば、「日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」とは、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、労働により収入を得ることができない程度のものであり、例えば、家庭内の極めて温和な活動(軽食作り、下着程度の洗濯等)はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるものである、とされている。

そして、当該傷病のような、いわゆる難病については、認定基準の第3第1章第18節「その他の疾患による障害」によって、その障害の程度を認定することとされており、いわゆる難

病は、その発病の時期が不定、不詳であり、かつ、発病は緩徐であり、ほとんどの疾患は、臨床症状が複雑多岐にわたっているため、その認定に当たっては、客観的所見に基づいた日常生活能力等の程度を十分考慮して総合的に認定するものとし、障害の程度は、一般状態が一般状態区分表（これは後記(3)記載の診断書中の一般状態区分表の「アないしオと同じ内容のものである。」)のオに該当するものは1級に、同表のエ又はウに該当するものは2級に、同表のウ又はイに該当するものは3級におおむね相当するので、認定に当たっては参考とするとされている。また、「人工肛門又は新膀胱を造設したもの若しくは尿路変更術を施したものは、3級と認定し、「①人工肛門を造設し、かつ、新膀胱を造設したものの又は尿路変更術を施したものの、②人工肛門を造設し、かつ、完全排尿障害（カテーテル留置又は自己導尿の常時施行を必要とする）状態にあるもの」は、2級と認定するとされている。

(3) 本件障害の状態についての資料としては、a病院b科・A医師作成の平成〇年〇月〇日現症に係る同日付診断書が存するところ、当該診断書から、主な部分を摘記すると、次のとおりである。

(略)

(4) 上記(3)で認定した本件障害の状態は、一般状態区分表は「エ」とされ、血液・造血器欄の臨床所見の自覚症状は、疲労感、易感染性が「著」、動悸、息切れ、発熱、関節症状が「有」とされているものの、他覚所見はすべて「無」で、同欄の血液検査成績にも特段の異常は認められず、その他の障害欄の自覚症状は、一日数行の下痢を認めているが、IVH、エレントールで症状は安定しており、腹痛なしとされ、他覚所見は、特記事項なしとされており、人工肛門造設の記載はないのであるから、このような状態を総合的

にみると、それは、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度に至っているとまではいえない。

したがって、本件障害の状態は、国年令別表に掲げる2級の程度に該当しないとするのが相当であり、もとよりそれより重い1級の程度にも該当しない。

なお、請求人は、平成〇年から裁定請求の手続を始めていたが、年金事務所の職員や医師の誤りによって受付日が遅くなってしまった旨主張しているが、その主張内容について判断することのできる資料はなく、また、それによって平成〇年〇月以前を受給権発生の日とすることができるものでもなく、上記の判断を妨げるものではない。

3 以上によれば、受給権発生の日を平成〇年〇月〇日とする障害等級3級の障害厚生年金を同年〇月から支給し、もって、それを超える障害給付はこれを支給しないとした原処分は妥当であって、これを取り消すことはできない。

以上の理由により、主文のとおり裁決する。